

会津若松市告示第 105 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、
会津若松市神指町地内の字の区域を別紙のとおり画定するので、同
条第2項の規定により告示する。

なお、当該字の区域の画定は、国土調査法（昭和26年法律第180
号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生じる。

平成22年12月17日

会津若松市長 菅 家 一 郎

この写しは原本と相違ありません

平成22年12月17日

会津若松市長 菅 家 一 郎



神指町第六地区 字の区域の画定調書

新たな字名	同左に包含される区域
神指町橋本	神指町大字 全部
	黒川字橋本
	神指町大字 全部
	黒川字薬師
	川原
	神指町大字 全部
	黒川字芦野
	神指町大字 全部
	黒川字古川
	神指町大字 全部
	黒川字中川
	原
	神指町大字 甲 577 の 2、甲 578 の 2、甲 578 の 3、
	黒川字石引 甲 579 の 2 を除く全部
	道上
	神指町大字 11 の 1、11 の 7
	黒川字村前
	神指町大字 甲 519 の 2
	黒川字酒舟
	神指町大字 甲 902 の 2、甲 903 の 1、甲 903 の 4、
	中四合字三 甲 908 の 1
	ツ谷東

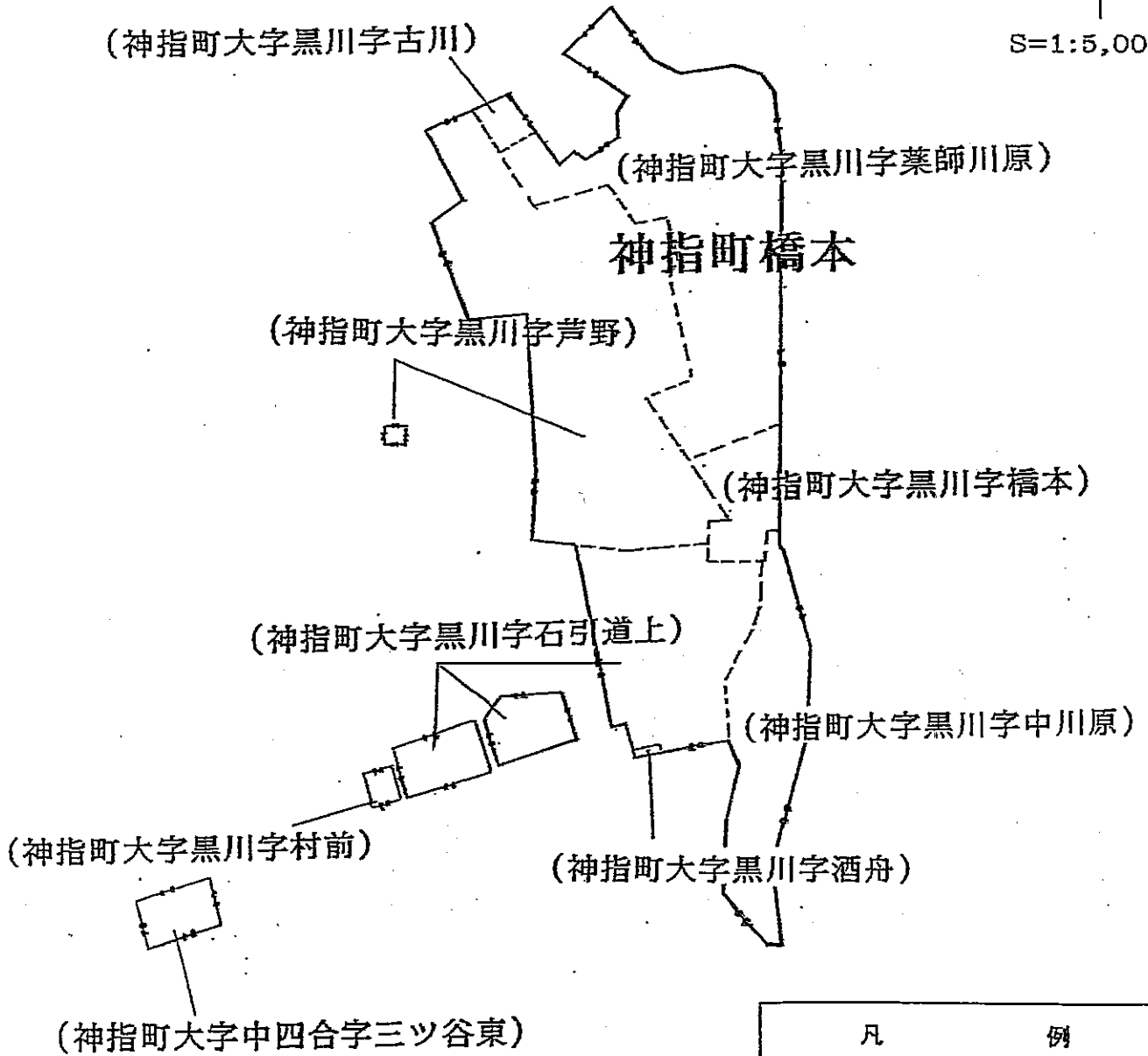
字の区域の画定位置図



字の区域の画定概略図



S=1:5,000



凡		例	
新字界	旧字界	新字名	旧字名
—●—	- - -	大文字	(小文字)